

一園一室木のぬくもり推進モデル事業実施要領

一園一室木のぬくもり推進モデル事業の実施については、「大阪府補助金等交付規則」（昭和45年10月1日大阪府規則第85号）、「大阪府林業関係補助金交付要綱」、「大阪府林業関係補助金交付要領」に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 実施方針

保育所（認定こども園を含む。）の床や壁など、内装の木質化を促進することにより、ストレス緩和や室内の快適性を高めるなど、子どもの育成環境の向上を図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深める。

第2 事業主体等

本事業の事業主体、事業内容および採択基準ならびに補助率は、「別表」のとおりとする。

第3 事業計画の作成等

- 1 事業の実施を希望する者（以下「事業計画者」という。）は、実施計画書（様式1号）に必要事項を記載して、別途定める期間内に、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、事業計画者に対し、個別にヒアリングを行い、事業の実施に関する書類の提出を求めることができる。
- 3 知事は、事業実施者の決定に際して、学識経験者等の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、本要領に基づき、計画内容等について審査を行い、予算の範囲内で事業実施者を決定する。

第4 効果調査への協力

事業主体は、大阪府が実施する、事業の施工前および施工後の効果調査に協力しなければならない。

第5 一園一室木質化の普及

- 1 事業主体は、事業実施後に可能な範囲で内装木質化の視察受け入れや見学会を開催する等、内装木質化のモデル施設としてPRに取り組まなければならない。

- 2 事業主体は、本事業を施工する工務店が、大阪府の実施する「木のぬくもりネット」活動に参画し、「一園一室木質化」の促進に協力するようにならなければならない。

第6 その他

事業の実施に関し必要な事項は、本要領に定めるもののほか、知事が別に定めることとする。

附則

この要領は、平成25年5月30日から実施し、平成25年度事業から適用する。

(別表)

事業主体	事業内容及び採択基準	補助率
認可保育所（認定こども園を含む。）を設置するもの	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所（認定こども園を含む。）の子ども達の保育や教育活動に活用する一室以上を、床や壁などの内装を木質化する工事に要する経費に対して助成する。 <p>(採択基準)</p> <ul style="list-style-type: none">・大阪府内の認可保育所または認定こども園であること。・使用する木材は地域材とし、可能な限り「おおさか材認証制度実施要領」に基づく「おおさか材」を使用すること。	定額（一園当たり800千円以内） ただし、事業費が800千円未満の場合は、事業費を上限とする。